

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【公表番号】特表2016-511383(P2016-511383A)

【公表日】平成28年4月14日(2016.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2016-023

【出願番号】特願2016-502023(P2016-502023)

【国際特許分類】

F 16 K 1/46 (2006.01)

【F I】

F 16 K 1/46 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月4日(2017.1.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通路を通って流体接続する入口及び出口を有する、弁本体と、  
前記通路に装着される、シートリングと、  
前記弁本体内に摺動可能に配置される制御要素であって、前記制御要素及び前記弁シートが、協働して前記弁本体を通る流体流動を制御する、制御要素と、  
第1のバックアップリングと第2のバックアップリングとの間に位置する金属／グラファイトシールリング、前記第2のバックアップリングに隣接して位置するバイアス要素、  
及び前記第2のバックアップリングに隣接する前記バイアス要素を保持するリテナリングを有する、シールアセンブリと、を備える、摺動システム制御弁。

【請求項2】

前記金属／グラファイトシールリングが、グラファイトリング、及び前記グラファイトリングを少なくとも部分的に包囲する金属製外囲体を含む、請求項1に記載の摺動システム制御弁。

【請求項3】

前記金属製外囲体が、前記グラファイトリングの3つの側面を包囲する、請求項2に記載の摺動システム制御弁。

【請求項4】

前記金属製外囲体が、約0.001インチ～約0.005インチの厚さを有する、請求項2又は3に記載の摺動システム制御弁。

【請求項5】

前記金属製外囲体が、底側、内側壁、及び外側壁を含む、請求項2乃至4のいずれかに記載の摺動システム制御弁。

【請求項6】

前記内側壁及び前記外側壁が各々、前記グラファイトリングの厚さを超える高さを有する、請求項5に記載の摺動システム制御弁。

【請求項7】

前記第2のバックアップリングが、前記金属製外囲体内に少なくとも部分的に配置される、請求項2乃至6のいずれかに記載の摺動システム制御弁。

【請求項8】

前記第2のバックアップリングが、前記第1のバックアップリングよりも小さい半径方向寸法を有する、請求項1乃至7のいずれかに記載の摺動システム制御弁。

【請求項9】

前記金属製外囲体が、N07718、N07750、アルミニウム、銅、及び青銅のうちの1つから形成される、請求項2乃至7のいずれかに記載の摺動システム制御弁。

【請求項10】

前記金属製外囲体が、銀めっきでコーティングされる、請求項2乃至7又は9のいずれかに記載の摺動システム制御弁。

【請求項11】

高温制御弁用のシールアセンブリであって、

第1のバックアップリングと第2のバックアップリングとの間に位置する金属ノグラファイトシールリングと、

前記第2のバックアップリングに隣接して位置する、バイアス要素と、

前記第2のバックアップリングに対して前記バイアス要素を保持する、リテーナーリングと、を備える、シールアセンブリ。

【請求項12】

前記金属ノグラファイトシールリングが、グラファイトリング、及び前記グラファイトリングを少なくとも部分的に包囲する金属製外囲体を含む、請求項11に記載のシールアセンブリ。

【請求項13】

前記金属製外囲体が、前記グラファイトリングの3つの側面を包囲する、請求項1~12に記載のシールアセンブリ。

【請求項14】

前記金属製外囲体が、約0.001インチ~約0.005インチの厚さを有する、請求項1~13のいずれかに記載のシールアセンブリ。

【請求項15】

前記金属製外囲体が、底側、内側壁、及び外側壁を含む、請求項1~14のいずれかに記載のシールアセンブリ。

【請求項16】

前記内側壁及び前記外側壁が各々、前記グラファイトリングの厚さを超える高さを有する、請求項1~15のいずれかに記載のシールアセンブリ。

【請求項17】

前記第2のバックアップリングが、前記金属製外囲体内に少なくとも部分的に配置される、請求項1~16のいずれかに記載のシールアセンブリ。

【請求項18】

前記第2のバックアップリングが、前記第1のバックアップリングよりも小さい半径方向寸法を有する、請求項1~17のいずれかに記載のシールアセンブリ。

【請求項19】

前記金属製外囲体が、N07718、N07750、アルミニウム、銅、及び青銅のうちの1つから形成される、請求項1~18のいずれかに記載のシールアセンブリ。

【請求項20】

前記金属製外囲体が、銀めっきでコーティングされる、請求項1~19のいずれかに記載のシールアセンブリ。